

慶弔規定

第1条 湖山西自治会の慶弔については、この規程の定めるところによる。

第2条 慶弔金、見舞金については、次のとおりとする。

- (1) 町内会（区）長及び事務局職員並びに各種団体長が在任中に死亡したとき。10,000円以内
- (2) 町内会（区）長及び事務局職員並びに各種団体長が在任中に傷病のため1ヵ月以上の入院加療しているとき。5,000円以内

第3条 町内会（区）長及び事務局職員並びに各種団体長の居宅が、天災地変等によって、家屋の損害・身体に重大な損害を受けたときは、見舞い金を贈ることができる。

第4条 この規程の適用については、役員会において決定するものとする。

付則 この規程は、平成4年1月1日から施行する。